

徳島地方・家庭裁判所阿南支部への裁判官常駐と

同支部管内の裁判所充実を求める意見書

裁判所はいうまでもなく国家の立法・行政に対応する三権のひとつである司法権を担う機関であり、司法権の行使を通して紛争解決を図り、社会正義を実現させる極めて重要な役割を負っている。

現代社会は、社会経済の高度化・グローバル化や規制緩和が進み、その結果、格差や貧困が拡大し、その歪みが自殺・過労死・多重債務・人権侵害・消費者事件・虐待など様々な面に出現している。このような状況において、司法の役割はますます増大し、その中核を担う裁判所の存在意義もさらに重要性を増している。

社会における裁判所の必要性は、大都市部であれ地方部であれ、何ら異なるものではなく、人口の多寡、交通環境の良否、地域性などに左右されることなく、どこにいても同様に裁判所のサービスを享受できるようにすべきであることは言をまたない。

しかしながら、徳島県南部の司法を担う徳島地方・家庭裁判所阿南支部では、裁判官が常駐しておらず、そのため開廷日が週3回に限られており、地域住民の裁判を受ける権利が著しく損なわれている状況が続いている。

すべからく住民が、裁判所の提供する司法サービスを享受し、基本的人権が尊重され、公正な紛争解決が迅速に図られる社会を構築することは、極めて重要な国の責務である。

よって、国においては、すみやかに徳島地方・家庭裁判所阿南支部への裁判官常駐を実現させ、開廷日を大幅に増加させるとともに、徳島県南域の司法機能強化のため、管内の家庭裁判所出張所・簡易裁判所を含め、支部管内における裁判所機能を充実強化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月20日

徳島県那賀町議会議員 大澤 夫左二

提出先

衆議院議長	横路孝弘	様
参議院議長	平田健二	様
内閣総理大臣	野田佳彦	様
内閣官房長官	藤村 修	様
法務大臣	滝 実	様